

# 随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	ダム出張所空調機修繕
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所長 齋藤正徳 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
契約締結日	令和 7年 6月 4日
契約の相手方の 氏名及び住所	共生電設株式会社 熊本県人吉市城本町555番地
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥2,563,000-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥2,563,000-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

## 随意契約理由書

1. 件 名：ダム出張所空調機修繕
2. 履 行 場 所：川辺川ダム砂防事務所ダム出張所  
熊本県球磨郡五木村丙字小八重 8 9 4 番地 1 0
3. 随意契約の相手方：業者名 共生電設株式会社  
住 所 熊本県人吉市城本町 5 5 5 番地  
電 話 0 9 6 6 - 2 3 - 2 3 7 0
4. 適 用 法 令：会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び  
予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号
5. 本件の目的・内容及び随意契約に付す理由
  - (1) 本件の目的・内容  
本件は、川辺川ダム砂防事務所ダム出張所の空調機が故障により使用できない状況となったため、修繕を行うものである。
  - (2) 随意契約に付す理由  
川辺川ダム砂防事務所ダム出張所の空調機が故障により使用できない状況となり、近年の夏季時期の気温を鑑みると、高温期までに修繕が必要である。  
当該出張所は川辺川上流部の山間地域に所在し、修繕対応の実績は地元の業者が大半を占めている。近隣業者に確認したところ、現地状況を熟知し高温期までに迅速に対応することが可能な業者は上記業者のみであった。  
以上のことから、本業務を円滑に遂行するためには、上記業者が唯一の者であり、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号により随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

川辺川ダム砂防事務所 総務課長